

# 文化財調査委員会

## 調査目録及び解題

### 曹洞宗文化財調査委員会

No. 383

四七四 秋田118 禅林寺（続） にかほ市院  
内字城前七五（令和元年九月二日調査）

#### 〈文書〉

257 道正庵法眼勝順書状 状一通

午年（弘化三年（一八四六））三月、進上  
禅林寺御役寮宛。勸化時の趣意書。道正庵  
（廃寺、京都市上京区道正町に旧跡）は木下  
道正（一一七一〜一二四八）によって建立さ  
れた寺院。同庵は天明八年（一七八八）の京  
都大災の時に類焼してしまい、その後、五〇  
年を経て衆寮や本屋等は再建されたが、表門  
はまだ仮の門のままであるという。来る未年  
（弘化四年（一八四七））に元祖道正の六百  
回遠忌に相当するので、この時までには再建が

成就できるようにと、三年割りで助成を求め  
るという内容。なお法眼勝順は文中に「廿七  
代滴々致相統」とあることから道正庵二七  
代目の庵主。

258 〔御触写〕 状一通（断簡）

寅年一〇月。東海道四日市宿、中山道熊谷  
宿外五カ宿、美濃路清須宿外五カ宿、奥州道  
中鍋掛宿が困窮しているため、人馬賃銭（并  
に船賃銭）が割り増しとなることを伝える御  
触。これまで一〇カ年にわたり一割五分増で  
あったが、今後五年は三割増とし、都合四割  
五分増とする。文中に「当寅正月より来ル午  
十二月迄、五ヶ年之間三割増、都合四割五分  
増」とあり寅年の御触と分かる。

259 天徳寺役寮書状 状一通（後欠）

年未詳（近世）二月一五日、禅林寺様御役  
寮中宛。天徳寺（秋田市泉三嶽根）が八郡触  
頭に仰せ付けられたことを伝える書状。ま  
た、年始状や、寺に応じた賀物・納め金につ  
いて記す。諸事布令等を当寺の配下寺院に触  
れ達するようにと伝える尚々書きあり。

260 立入宗謹外二名書状 状一通

年未詳（近世）二月、出羽国仁賀保禅林寺  
侍者御中宛。勸修寺家再建のための助成につ  
いて、京都道正庵が使僧として廻るとい  
う内容。本文中に「天明火災已後五十余年」とあ  
るので、京都の大火（天明八年（一七八  
八））から五〇年後の一九世紀中頃の書状で  
ある。金二百疋や寸志のことを記した猶書あ  
り。

帝都に在りては後意慢速考相護  
 亦因縁柄に奇異在り等し傳ふ深  
 蒙沙惡察何分沙仁惠に沙方志  
 蒙沙記儀に多し手別が沙動儀  
 にも波上起希に廢尚書秘  
 廢鬼正沙に多し以多意沙支  
 配に沙向に程能沙勸論  
 儀尊を伴思惶敬白

道正庵

三月

法眼勝順



進上 禅林寺

沙行案

〈文書〉257 道正庵法眼勝順書状（尾部）

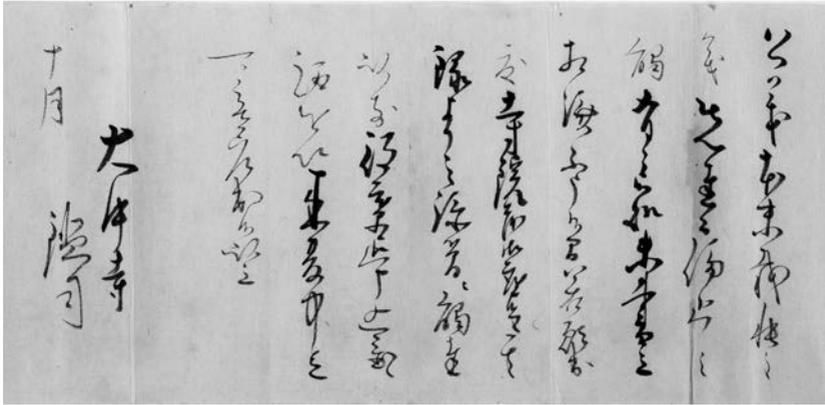
- 261 大中寺書状 状一通  
 年未詳（近世）六月五日、仁賀保禅林寺宛。仁賀保領内の配下寺院で修行される興行において、衆僧が不足しないようにと伝える書状。
- 262 龍源寺役寮書状 状二通（折紙）  
 年未詳（近世）六月一日、禅林寺御役寮宛。祥雲寺（由利本荘市矢島町城内字田屋ノ下）の後席について、同寺檀中より願いがあったので、龍源寺（同市矢島町城内字田屋ノ下）の弟子泰嶽長老に申し付けて登山させるという内容。祥雲寺は当寺末寺。泰嶽については未詳。
- 263 別啓 状一通（断簡）  
 年未詳（近世）六月。披露時の菓金一〇〇疋について。またその受け取り。
- 264 差紙 状一通（一部欠）  
 年未詳（近世）七月二四日。大中寺鑑司より、州州禅林寺使僧天冲師宛。天冲は当寺二五世天仲癡童（一七八二寂）か。不快のため拜登できないという口上書への返書。薬用專一に等と書す。
- 265 大中寺鑑司書状 状一通（一部欠）  
 年未詳（近世）七月二六日、羽州仁賀保禅

文化財調査委員会は、宗門寺院が保有する典籍、文書、絵画等の文化財の破損散逸をふせぎ、保存の処置を講ずるために、調査を行うとともに、その結果を「曹洞宗報」誌上に公表しております。

本掲載資料の中には今日の人権擁護の見地からみて、およそ容認し得ない差別思想を含んだものも存在しています。それらについては、そのつど注意書きを付しておりますが、これは宗門の歴史的状态をあきらかにするための資料としてあえて掲載するものであり、その点、十分にご理解をいただけますようお願い申し上げます。

特に「切紙」中、「部落差別」「障害者差別」「性差別」等の内容については、差別文書でありますので、当該寺院及び資料閲覧者におかれましては、人権擁護・反差別の見地に立って厳重に保管し、差別の拡散、助長にありませんよう重ねてお願いいたします。

（出版部）



〈文書〉 268 大中寺鑑司触

林丈室宛。能州本山（總持寺）への勸化助金について、当年分の割り当ては金一兩二分であることなどを伝える書状。

266 俊英活貌書状 状一通

年末詳（近世）白露（八月）中流、羽州仁賀保禅林寺宛。活貌は總寧寺（千葉県市川市国府台）四七世（一八四七寂）。嚮節や視篆の際に賀誼五〇疋を惠贈されたことに対する感謝状。

267 「江湖興行覚」 状一通（断簡）

年末詳（近世）九月。江湖会に関する覚。文中に「文政七申年先住嗣元代」とあり、嗣元は当寺三世嗣元白胤（一八二七寂）のことなので、三世仏門洞宗（一八六三寂）代の資料。夏冬の安居の員数を正月中には関録所（関三利のことか）に差し出すこと、宗門の法令に違反することなく江湖興行すること等を記す。

268 大中寺鑑司触 状一通

年末詳（近世）一〇月。配下寺院の本末関係をまとめ、来夏中に提出するようにと達する触。

269 俊亮書状 状二通（後欠）

年末詳（近世）十一月八日。檀頭仁左衛

門、監司俊亮、寺社奉行、龍源寺等による祥雲寺後住についての論議があり、それを俊亮が当寺（禅林寺）に申し伝えた書状。書状中に「秦英」とあるのは祥雲寺二〇世雄軍秦英（一八三九寂）のことであろうか。

270 差上申返答書之事 状一通（後欠）

年月日未詳（近世）。本文中に「耕伝寺良隨」とあることから、耕伝寺（にかほ市前川字沖ノ免）七世現岳良瑞（元禄元年へ一六八八）十一月三日寂）代の書状。耕伝寺の法脈について、録所の永泉寺（由利本荘市給人町）より使僧をもつて問い合わせがあったので回答するという内容。

271 「結制法幢師・首座書上（雛型）」 状一通

年月日未詳（近世）。結制の法幢師と首座の履歴や寺院名等を明細帳に書き上げる方法を例示する。文中に「右ニ準ジ戊年（天保九年へ一八三八）冬会迄逐一明細ニ取調」とあるので、それ以降の雛形か。菓誼や拝具、挨拶等について述べた二カ条の内啓あり。

272 追啓 状一通（後欠）

年月日未詳（近世）。天保元年（一八三〇）六月中の結制、享和年中（一八〇一）

四)の免状、享和三年(一八〇三)中の結制興行の員数、天保元年から同九年(一八三八)までの都合八会の冬安居における法幢師と首座の明細といった四項目について記す。本文中に「天保元寅冬会より同曆九戌冬会」とあるので、天保九年以降の追啓。

273 差上申寺例証文之事 状一通(後欠)

年月日未詳(近世)。新任持が遵守すべき八項(後欠のため項目の総数は未詳)の証文で、平生の勤行、境内山林、田畑祠堂金、先住からの相続、檀中への教化、医術等渡世の作業、博打勝負の制禁等について立項されている。端裏に「雲昌寺大謙長老」とあることから、雲昌寺(にかほ市象潟町小砂川字砂畑)一六世台謙恭道(天保一年へ一八四〇)九月一日寂)代に当寺に提出された証文と推定される。後掲の〈文書〉276、286とほぼ同内容。

274 差上申一札之事(雛型) 状一通

年月日未詳(近世)。国郡所何寺誰印外二名より録所宛。御本丸堂上冥加のための献納金について、献納が始まる申年からの割賦回数や金額の書き上げ方法を記した雛形。安政六年(一八五九)に江戸城本丸が焼失したこ

とにともない、その翌年に依頼されたものであろう。申年は安政七年・万延元年(一八六〇)か。各寺院から集めた献納金をまとめた帳面について、録所より関三箇寺に宛てることを記した奥書あり。

275 「金子書上二付寛」 状一通

年月日未詳(近世)。「金拾壹両三步式分、永五〇六分九厘」の内訳や差し引き等の覚。

276 差上申寺例証文之事 状一通(後欠)

年月日未詳(近世)。前掲の〈文書〉273、後掲の〈文書〉286とほぼ同内容の八項目だが、若干順番は異なる。端裏に「快禅寺」とあるので同寺から当寺に提出された証文である。快禅寺(にかほ市中三地字堀ノ内)は当寺末寺。

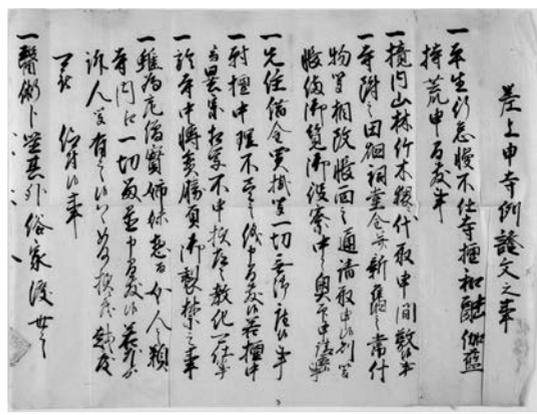
277 「達書」 状一通(断簡) 年月日未詳(近世)

達書の断簡。公儀からの意を支配下寺院に残らず触れ達すことを記す。

278 某書状 状一通(後欠)

年月日未詳(近世)。先住舌州長老が隠居したが、首尾よく般後住が入院したことを伝える書状。舌州長老の居住寺院は未詳。

差上申寺例証文之事

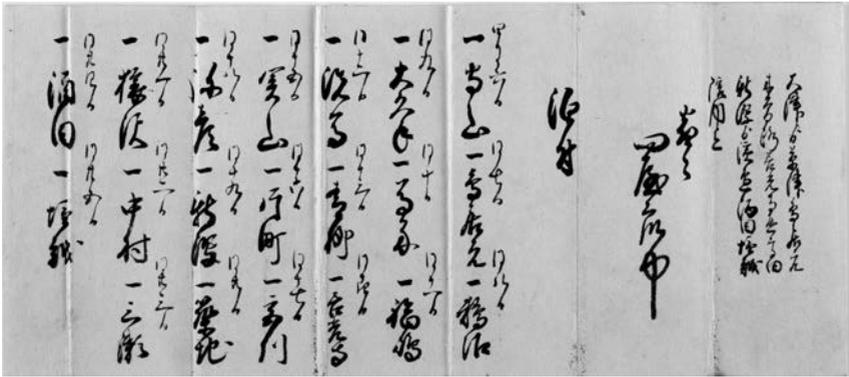


〈文書〉276 差上申寺例証文之事

279 「御触書」 状一通(断簡)

年月日未詳(近世)。御触書の末尾のみ。泊付 状一通

年月日未詳(近世)。大津を出立し、院内(当寺)に帰山するまでの宿々問屋衆中へ宛てた先触れ。四月六日の当山(大津)に始まり、鳥居宿、大久手(大湫)、福島、洗馬、善光寺、弥彦、新潟、酒田を経て四月二五日の塩越(にかほ市象潟町塩越)にいたる二〇



〈文書〉280 泊付

日間の宿場町を記す。なお出発地となった大津の寺院は未詳。

281 「永昌庵号付与之事」 状一通(後欠)

年月日未詳(近世)。小国村の庵には名称がなく、昨秋泰翁庵主より庵号の依頼があったので、今後は永昌庵と称することとし、当寺の末庵とする。

282 指南(雛型) 状一通

年月日未詳(近世)。国郡所何寺印より三箇寺御役者中宛。僧録の配下寺院を対象に本末調べを行い、それを帳面にまとめて提出する際の雛形。本寺について法系・御朱印地や除地等の別・所在地・寺院名を記し、続いて対象寺院名を記すという順に列記する。関三箇寺監司よりの奥書があり、本末を調べた帳面は、一冊は寺社奉行所、もう一冊は関三箇寺宛てに提出するようにと記す。

283 「御触書」 状一通(断簡)

年月日未詳(近世)。巡見使の面々への旅宿等をはじめとする諸事接待については、失費がかさんでしまうため、手軽(簡素)に取り計らうようにと達する。後欠のため発給者は未詳。

284 難心得奉存候 状一通(断簡)

年月日未詳(近世)。禅林寺檀家になることを望んだ馬場村五郎左衛門が宗判の代印を求めたという。このことをめぐる問題について記されている。大中寺(栃木県栃木市大平町西山田)より差紙を受けて出府中の陽山寺(にかほ市小国字南野)、その監司を務める龍雲寺(同市平沢字上町)、地方役須田権左衛門、そして禅林寺とのやり取り等を詳細にまとめた長文。陽山寺、龍雲寺ともに当寺末寺。

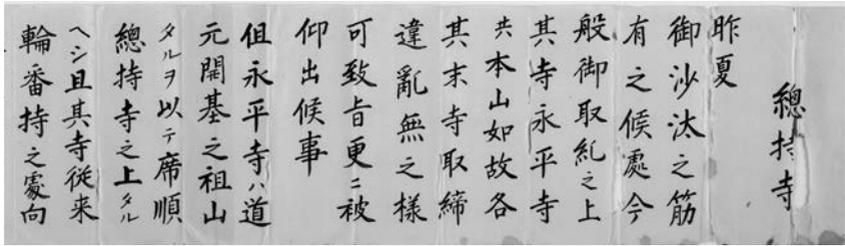
285 書付を以申上候覚 状一通(後欠)

年月日未詳(近世)。当寺と末寺陽山寺との関係を示す書付。尾山の後住として大雄が禅林寺に晋山し、関三ヶ寺への披露も相済んだこと等を記す。尾山は当寺二六世尾山窓牛(一八〇四寂)、大雄は当寺二七世大雄癡全(一八一五寂)。当時の住持交代の顛末については『仁賀保町史』(由利郡仁賀保町、昭和四七年)四〇七頁に詳細あり。

286 差上申寺例証文之事 状一通(後欠)

年月日未詳(近世)。当寺に提出された寺例証文で、前掲の〈文書〉273、276とほぼ同内容の八項目。後欠のため発給寺院は未詳。

287 小国村禅宗永昌庵之儀御尋二付口書を申



〈文書〉293 太政官沙汰書写（前半）

總持寺

昨夏

御沙汰之筋  
有之候處今  
般御取糺之上  
其寺永平寺  
共本山如故各  
其末寺取締  
違亂無之様  
可致旨更ニ被  
仰出候事  
但永平寺ハ道  
元開基之祖山  
タルヲ以テ席順  
總持寺之上タル  
ヘシ且其寺從來  
輪番持之處向

上候 状一通（後欠）

年月日未詳（近世）。永昌庵（廢寺）の由緒をあげて当寺の末庵であることを記す。当庵が泰翁庵主と小国村の弥右衛門等の檀頭達からの願い出によって、当寺二世通岸察禪（一七四八寂）が開山となり、元文二年（一七三七）八月に永昌庵という名称に改められたとする。

288 「蚶滿寺本末改めに付き書付」 状一通

（断簡）

年月日未詳（近世）。本来は当寺末寺陽山寺の末寺であった蚶滿寺が、当寺の孫末から直末になった経緯を記す。蚶滿寺の「先住儀翁」（現在の蚶滿寺七世儀翁存祝へ一六七七寂）の時に、開山を「菊翁開山」（陽山寺三世菊翁是琳へ一五四四寂）から「愚寺九代龍江」（当寺九世龍江存藤へ一五三〇寂）に改めたとする。また「当住典秀」（蚶滿寺一世鐘山典秀へ一七一九寂）に關する伝法についての記載もあるので、その時期の資料であろう。

289 「蚶滿寺本末改めに付き書付」 状一通

（断簡）

年月日未詳（近世）。関村太白院（にかほ

市象潟町関ウヤムヤの関）は元來当寺の末寺ではなかったが、瑞光寺（由利本莊市町村木戸口）よりの応宗瑞が太白院に住山した折に、陽山寺や永泉寺に頼み入り、当寺の末寺になったという。その経緯を記す。

290 僧録司免牘 状一通

明治二年（一八六九）三月、永平寺臥雲より羽州禅林寺宛。大政復古一新の折、禅林寺を改めて僧録に任ずるといふ免牘。

291 大本山役員触 状一通

巳年（明治二年）三月、禅林寺宛。朝廷での御裁判により、宗規は先格の通りとするので、それを派下寺院に触れるべき事。出張所東京府池之端七軒町慶安寺他一カ寺より、結制打給等についてを伝える追啓あり。ここで大本山は總持寺。

292 告達 一冊

明治二年三月、総本山監院外四名・六九カ寺より、出羽仁賀保禅林寺、同寺配下諸寺院、并檀越中宛。大政御一新の時に当たり、冥加金五〇〇兩と玄米一〇〇〇石を宗門より太政官に献納するため、この辰年（一八六八）より一〇カ年を掛けて、応分の割合で納金を依頼するという告達。ここでの総本山は



同右（後半）

永平寺。

293 太政官沙汰書写 状一通  
己巳年（明治二年）一二月、總持寺宛。永平寺と總持寺の席順について、道元禪師が開いた祖山たる永平寺を總持寺の上席とするし、また總持寺は従来の輪番をやめて碩学智識の者を住持に宛て、合わせて兩寺の転住を差し止めるべき事を定めた沙汰書。以上について、支配下寺院へ洩れなく触れるべき事を記した、明治二巳年總持寺より禪林寺宛の奥書あり。『改訂維新日誌』第二卷（名著刊行会、昭和四一年）卷三の二九九頁所収。横関了胤『曹洞宗百年のあゆみ』（曹洞宗宗務庁、昭和四五年）一六〇七頁、および川口高風『明治前期曹洞宗の研究』（法蔵館、平成一四年）四五〇六頁等参照。

294 総本山監院達 状一通  
明治三年（一八七〇）二月、禪林寺方丈宛。去年一二月の太政官からの沙汰は容易ならざるため、東京表に再願し、改めて沙汰あるまでは、家訓・宗制はこれまでの通りとする旨の達。前項〈文書〉292太政官沙汰書において、總持寺の輪住差し止め碩学知識のものを住持に就けるといふ沙汰に対するもの。

295 総本山監院達 状一通  
明治三年二月、禪林寺宛。永平寺には「後嵯峨帝様日本曹洞第一道場」の勅額があり、「元和中中旧幕府之条目」（寺院諸法度）には曹洞下の寺院は当山の家訓を守るべき事と記されている。これらを典拠として、今般の沙汰（前項〈文書〉293太政官沙汰書写）は容易ならざるとして東京表に再願しているの、これまでの家訓等に変更はない旨を伝える達。

296 酒田持地院・海晏寺仰渡（写） 状一通  
明治三年五月、由利・仙北兩郡御録山御役寮宛。田川郡・飽海郡（当時の酒田県、現在の山形県庄内地方）、由利郡・仙北郡（秋田県）の四郡の内、酒田県の触元役として持地院（山形県酒田市日吉町）と海晏寺（同市相生町）が命じられたことを伝える書状。

297 寺籍（雛型） 一冊  
明治三年六月、禪曹洞宗何々寺より酒田県社寺□役所宛。寺籍調査の雛形。その内容は、明治三年時点における当該寺院の本尊・本寺・境内除地の面積・末寺数。居住者の人数。

298 太政官沙汰書写 状一通

辛未年（明治四年（一八七二））四月、永平寺宛。転住を差し止めたが、旧来の通り転住を認めるといふ転住差し止め解除の沙汰書。明治四年辛未、永平寺より曹洞宗寺院に宛てた奥書があり、旧来通り宗祖の家訓を遵守すべきことを記す。〈文書〉300と一連の資料。『改訂維新日誌』第三巻の巻五の一九七頁所収。『曹洞宗百年のあゆみ』一八〇〜九

頁、および『明治前期曹洞宗の研究』九五〜七頁等参照。

299 「太政官沙汰書写」 状一通

(1)・(2)を一紙に写す。明治四年四月、太政官より總持寺に宛てた沙汰書で、前項〈文書〉298の永平寺宛ての沙汰書とほぼ同文。ただ、本資料の場合は、(2)の達書が加えられている。『改訂維新日誌』第三巻の巻五の一九七頁所収。『曹洞宗百年のあゆみ』一八〇〜九頁、および『明治前期曹洞宗の研究』九五〜七頁等参照。

(1) 太政官沙汰書写

辛未年（明治四年（一八七二））四月、總持寺宛。旧来通り転住を認めるといふ転住差し止め解除の沙汰書。

(2) 太政官沙汰書写

辛未年（明治四年）四月、總持寺宛。總持寺住持について旧来通り輪番を認めるといふ達書。

300 総本山監院達 状一通

辛未年（明治四年）五月、禪林寺宛。前掲の〈文書〉298と一連の資料で、この資料の通り支配下寺院に洩れなく触れるべき事と記す。

301 「留書」 一冊

明治四年辛未五月〜七月

両本山の転住や席次、そして転住差し解除に関する書状類の留書で、辛未七月太政官より總持寺宛の沙汰書、明治四年辛未七月永平寺より曹洞宗寺院宛の別掲、辛未四月總持寺より太政官宛の伺書、辛未五月總持寺役局より青松寺外二カ寺宛の奥書、辛未五月總持寺役局より總泉寺外二カ寺宛の副達、泉岳寺外一カ寺より永平寺御役局中宛の達書、辛未五月永平寺より弁官御伝達所宛の書状といった沙汰書類を写す。

302 差上申請印書之事（控） 状一通

明治四年八月、羽後国仁賀保禪林寺より、大本山鑑院大和尚宛。転住差し止め解除と、旧来通りの制度法規を遵守すべきことを配下

寺院に達し、その印証を取って差し上げるべき事。

303 明治天皇宣旨（写） 状一通（一部欠）

明治四年二月六日、永平寺環溪宛。土方久元（一八三三〜一九一八）より環溪（一八一七〜八四）へ出された禪師号と紫衣参内を許可する宣旨。壬申（明治五年）二月、総本山監院より仁賀保禪林寺宛の奥書では、密雲環溪禪師と称されるので、一宗の僧侶は禪師と同称（同じ僧名）を用いないようにと伝える。ちなみに、永平寺環溪は、前住地興聖寺（京都府宇治市宇治山田）では環溪密雲と称されていたが、この時に、道号法諱を前後させた密雲環溪禪師という禪師号を下賜されたとする。その後、絶字天真禪師という二つ目の禪師号も下賜されている。『明治前期曹洞宗の研究』一七一〜八四頁参照。

304 「両山盟約書写」 一冊

壬申年（明治五年（一八七二））三月〜四月

幕末以来の永平寺と總持寺の問題について大蔵省から出された「演達」、五カ条にわたる「要領」、明治五年三月二九日永平寺環溪外一名より大蔵省戸籍寮御中宛の「以書付御



〈文書〉305 僧録司可標

届奉申上候」、明治五年三月二八日永平寺環

羽後

禪林寺

依光格可僧

録司

永平寺

明澤  
手書

環溪

總持寺

奥堂

溪と總持寺前任奕堂によって交わされた「別紙盟約書」、明治五年四月永平寺・總持寺より曹洞宗諸寺院に宛てた「別紙」、永平寺監院・總持寺役局より仁賀保禪林寺に宛てた奥書を収める。特に別紙盟約書には今後の宗弊釐正のために碩学徳望者によって決議すると述べてある。『曹洞宗百年のあゆみ』二〇〇二頁、および『明治前期曹洞宗の研究』一八〇〜一八三二頁等参照。

305 僧録司可標 状一通

明治五年一〇月 永平寺環溪外一名より羽後禪林寺宛。永平寺と總持寺の両大本山より、先格によって僧録司に任ずる旨の可標。包紙あり。

306 記 状一通

明治六年（一八七三）七月、両山監院より諸寺院中宛。訓話を正して、教義の大旨を弁ずることが、教導のための急務であるとして、『神号皇謚』と『三条弁解』の両巻を各寺に与える旨。なお、『三条弁解』は、「三条教則」（明治五年に教部省が教導職に達した国民教化のための基準）をどのように説くか、曹洞宗門の立場から示した書。

307 永昌庵廃寺趾地伺書（控） 一冊

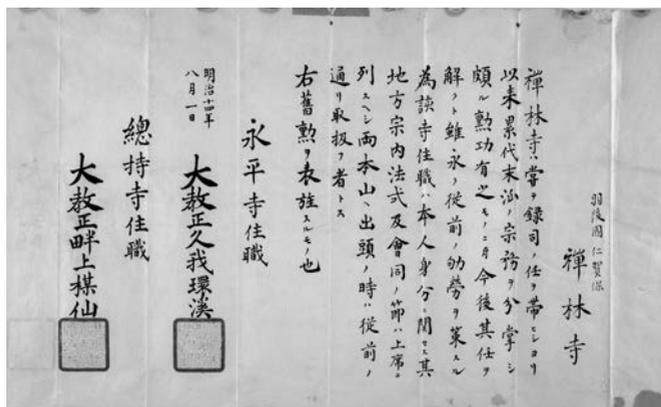
明治六年九月、第四大区二小区院内村禪曹洞宗禪林寺住職小松天明より、秋田県権令国司仙吉殿宛の伺書、及び明治六年八月一日、第四大区二小区由利郡院内村禪林寺住僧小松天明より、社寺係御中宛の仏像什物書上書の控え。当時末寺永昌庵の廃寺の伺いと、同庵の仏像や什物類の書上。天明は当寺三世天明智眼（一八七九歿）。

308 曹洞宗触頭申付状 状一通

明治七年（一八七四）一月一〇日、秋田県より天徳寺住職阿部梵隨宛。明治七年二月、秋田県管内八郡触頭天徳寺住職阿部梵隨より院内禪林寺住職小松天明殿宛の奥書あり。天徳寺（秋田市泉三嶽根）が管内八郡の触頭に任じられたことを当寺に伝える書状。梵隨は天徳寺四八世阿部梵隨（一八七八歿）。

309 永平寺瑞世請疏 状一通

明治七年四月七日、見住環溪より具快禪寺大宗和尚座右宛。大宗は快禪寺に居住していた時に永平寺で瑞世を行ったのであろう。ちなみに大宗は、当寺や快禪寺の歴住世代には見えない。後掲〈文書〉319に記された大宗和尚と同一人物であろうか。



〈文書〉312 表勲状

310 書附ヲ以奉願上候事 状一通  
 明治七年五月一三日、陽山寺住僧徳山天  
 岩・檀頭須藤弥右衛門外二名より、御本山禅  
 林寺御役寮宛。病身のための隠居願ひ。天岩  
 は当寺末寺の陽山寺（にかほ市小国字南野）

二五世天巖祖明（一八八五寂）。  
 311 無尽落取借用之証書 状一通  
 明治十一年（一八七八）四月、取主三浦助  
 太郎外二名より御連中様宛。三三円の借用す  
 るにあたり、抵当の土地の明細を列記し、当  
 寅年より丑年迄の一二年間をかけて、春秋  
 二度で三円五〇銭ずつ返済する予定だが、万  
 一遅滞に及んだ場合には抵当の土地を保証人  
 が引き請けて御連中に返済するといふ。抵当  
 の耕地が相違なきことを保証する佐藤由之助  
 の奥書あり。  
 312 表勲状 状一通  
 明治十四年（一八八二）八月一日、永平寺  
 住職大教正久我環溪外一名より、羽後国仁賀  
 保禅林寺宛。録司の任を解くにあたり、これ  
 までの功勞として地方宗内での法式では上席  
 に列すべきこととし、また両本山では従来通  
 りに取り扱ふこととして、旧勲を表詮すると  
 記す。  
 313 年賦借用証券 状一通  
 明治二〇年（一八八七）一月、禅林寺住職  
 借主泉田実山外四名より、平沢村斎藤茂介殿  
 宛。金一七〇円二五銭について、明治二〇年  
 より二〇年賦の借用証券。明治二〇年一月一

九日の戸長による奥書あり。  
 314 無尽引受約定書 状一通  
 明治二〇年八月二日、平沢村借主菊池嘉兵  
 衛外二名より、院内村泉田実山殿宛。無尽講  
 より一五〇円を借用した際の、抵当の土地や  
 保証人を列記した約定書。  
 315 光明庵什物調 一冊  
 明治二十三年（一八九〇）一月、由利郡平沢  
 村平沢光明庵信徒惣代菊池市之助外一名よ  
 り。光明庵の創立年時（宝曆二年へ一七五  
 二）六月二九日、開基、境内地の面積、仏  
 像類、建物の坪数、經典類、什器類を列記す  
 る。なお、当時の住職は佐藤明眼（未詳）。  
 316 「書類綴」 一綴  
 (1) (9)を一綴。本資料の内、(5)や(8)のよう  
 な寺院再建や修復を目的とした勸化の序文等  
 や交割帳類は、当委員会の内容分類では典籍  
 に該当する。ただし、合綴されているため、  
 分割して典籍の項目に分類することはせず  
 に、ここでは文書項目内の本資料中の枝番と  
 して解題する。  
 (1) 龍雲寺再建有志寄附簿之序 一冊  
 龍雲寺（にかほ市平沢字上町）は当寺末  
 寺。同寺を再建するため、寄付を募る際の

趣意書の序文。承応元年（一六五二）に禅林寺一五世傑山泉英（一六五二寂）によって開創されてから二四〇年経過しており、また、明治元年八月中の官賊戦争の際に兵火のために同寺が焼失してから二五年が経過しているという。本資料は明治二五年前後に記された序と考えられる。

(2) 本末離断書 一冊

明治一九年（一八八六）二月

三浦助太郎より三浦与助様外一名宛。本末親族という関係を断つこと記す。

(3) 学術研究会規則 一冊

年月日未詳（近代）。院内小学校において学術研究会が開かれ、本会規則が決議され会長・副会長が選挙で選出されるとして、規則一七条を列記。

(4) 田畑検見 一冊

年月日未詳（近代）

松平斯波守家来の郡代田中左仲による田畑検見の状況について詳細を記す。

(5) 「禅林寺由緒・宝物書上」 一冊

明治七年カ

はじめに禅林寺が真言宗寺院として開創され、それ以来、明和四年（一七六七）の

伽藍復興にいたるまで由緒を略記し、続いて拾王等一〇点の宝物を書き上げる。

(6) 「第三事務所通達」 一冊

明治二五年（一八九二）八月、第三事務所より、快禅寺・秀泉寺各御中宛。第三事務所より、両寺に送られた告報三通の写し。支乙第三号には永泉寺（由利本莊市出戸町給人町）が本月一九日午前三時に番町の火災のため諸堂が類焼したことについて、支乙第四号には本年一〇月の越本山貫

首宛下のご親化について、支乙第五号は会議費の負担割合を法幢地から四等地の別で定めることを伝える。なお、快禅寺（にかほ市中三地字堀ノ内）、秀泉寺（同市畑字石畑）ともに当寺末寺。

(7) 「由利郡仁賀保郷・旧秋田領曹洞宗寺院書付」 状一通

年月日未詳（近世）。由利郡仁賀保郷として禅林寺や陽山寺を含めた三一カ寺、旧秋田領として寶藏寺（大仙市神宮寺字神宮寺）を含めた一六カ寺を列記。

(8) 「羽後国由利郡子吉村松月庵増築及び大修覆趣意書」 一枚

松月庵の由緒を述べ、近年二度の震災の

ために諸方が破損し、合わせて狭隘のために法務の施行が不都合であるので、増築と修復を行いたいという趣意書。なお、松月庵は天保年中に月峰明照尼首座によって建立され、嘉永年中に芳堂智聯尼首座が二世、文久年中には照庵涼教尼首座が三世と受け継がれてきた。三世寂後に住した四世が趣意書の筆者。

(9) 秋田県第二号宗務支局設置願（控）

一冊

年月日未詳（明治）、秋田県曹洞宗教導副取締越御本山末派禅林寺住職泉田実道外四名より曹洞宗務局御中宛。明治維新以後、宗門内では總持寺が分離独立を宣言したり、宗務支局が廃止されたり、様々な事態が急変している。当地においては、總持寺派下では録所を新設して事務を取り扱っているが、永平寺の派下では宗務の取り扱いが停止している。そのため、住職の任免や寺祿財産の異動も滞り、布教教化も困難な状況であるので、録所の第二号支局を永平寺派の当寺に設置して頂きたい。この旨を由利郡協和会非分離派寺院が一致協力して、その寺院総代が連署して依頼するとい

う内容。実道は当寺三六世泰岳実道（一九一〇寂）。

317 文明十八年以前創立ノ寺取調書 一冊

明治二八年（一八九五）三月九日、禅林寺住職泉田実道外五名より。文明一八年（一四八六）以前に建立された当寺の由緒の取調書。所在地、本尊、事由（歴史）、建物（伽藍の名称）、境内（面積）、永続基本財産、宝物（古文書・仏像・軸物等）、所有地等を列記。実道は当寺三六世泰岳実道。末尾に伽藍図を付す。

318 禅林寺修復寄附金控簿 横帳一冊

明治二九年（一八九六）三月五日

当寺修復のために納められた寄付金の書き上げ。前半は斎藤久太郎外五九名からの寄付で総額一八八円三四銭、後半は金右衛門外四名からの寄付で総額一五三円七六銭。

319 三拾四代式拾三回忌・大宗和尚廿七回忌・大機和尚大祥忌 横帳一冊

明治三四年（一九〇一）三月一日

当寺三四世天明智眼（俗姓小松、一八七九寂）の二十三回忌及び、大宗和尚（世代等詳細不明）二十七回忌、大機和尚（世代等詳細不明）大祥忌において、檀家や関係寺院から

納められた香典類（香灯、香資、香料、白米、温饅、野菜等）の書き上げ。

320 結制祝賀控帳 横帳一冊

明治三五年（一九〇二）新五月  
同年に修行された結制時において、陽山寺外二五カ寺、得寿外六名より納められた祝賀の書き上げ。

321 具申書 一冊

明治三六年（一九〇三）六月三〇日

由利郡笹子村慈音寺檀家総代人藤原善蔵外二名より、秋田県第五曹洞宗監事局監事泉田実道殿宛。慈音寺（由利本荘市鳥海町上笹子字石神）住職についての具申書。

322 〔回答書〕 一冊

明治三六年七月五日

慈音寺住職佐藤秀榮より、秋由利郡院内村禅林寺内曹洞宗監事局御中宛。具申書に対する回答書。

323 〔回答書〕 状一通

明治三六年七月五日、由利郡矢島町城内祥雲寺住職猪股秀豊より、秋田県第五曹洞宗監事局御中宛。法類の祥雲寺二五世教顔秀豊

（一九一二寂）による具申書への回答書。

324 〔回答書〕 一冊

明治三六年七月九日

隣寺正重寺住職佐藤良光より、監事泉田実道殿宛。法類の正重寺（由利本荘市鳥海町中直根字前之沢）二世秀室良光（一九一九寂）による具申書への回答書。

325 〔書類綴〕 一綴

(1) (5)を一綴。本資料の内、歴住や開基の世代をまとめた(5)は当委員会の内容分類では典籍に該当する。ただし、合綴されているため、分割して典籍の項目に分類することはせずに、文書項目内の本資料中の枝番として解題する。

(1) 越前永平寺香資勸化帳（控） 一冊

文政一〇年（一八二七）五月

禅林寺役寮より配下諸寺院宛。禅林寺三世仏門洞宗（一八六三寂）代に行われた永平寺の諸堂修復のための勸化帳。陽山寺外六カ寺の住持・衆寮・惣檀中の寄付額を記し、住職が捺印する。文政一〇年六月羽州禅林寺より関三箇寺御役者中に宛てた、配下寺院より取り集めて相違なく上納することを記す奥書あり。

(2) 大乗寺末山定規 一冊

弘化四年（一八四七）二月二三日

加州大乘護国禪寺現住黙如より貼羽州禪林寺壁間宛。大乘寺の末寺として、当寺が守るべき定規七箇条。黙如は、大乘寺（金沢市長坂町ル）五六世冲峯嘿如（一八四八寂）。本書の原本は〈文書〉167規定で、これを板に書して壁間に掲額したのが〈その他〉6定規。これらと同文。

(3) 什物取調書 一冊

明治二三年（一八九〇）九月一九日

禪林寺住職泉田寒道外五名より由利郡院内村長佐々木興治宛。巻頭に、大乘寺の末寺で曹洞宗永平寺派としての由緒など、当寺の概要を述べ、続いて什物の目録を記す。はじめに、本尊や脇侍などの仏祖師像類、次に仏具類、經典類、絵画等の軸物類、免牘等の文書類、そして寺領などの財産類を列記する。寒道は当寺三六世泰岳岳道（一九一〇寂）。

(4) 御達写 一冊

辰年（明治元年（一八六八））一一月

総本山監院より羽州仁賀保禪林寺宛。

「於総本寺学寮創立之事」、「宗門之制度宗規一新教化諸民之次第」、「宗規一新確定之上」、「国録三法幢寺免牘護持可致登

山旨者」の四通の写し。明治二年（一八六九）正月の禪林寺役寮及び陽山寺外五カ寺が捺印した奥書あり。

(5) 開祖開基〈并世代・大担候〉年譜控 一冊

明治四〇年（一九〇七）二月

歴住及び開基家の遠忌年時を確認するための帳面。表題の大担候は大檀越の意であろうか。歴住世代の開山より三六世までの世代数、由利氏関係の初代から五代目までの院殿号、仁賀保氏関係の院殿号（院号もあり）四五名分を列記し、それぞれの寂年から明治三一年（一八九八）までの遡及年代を記す。巻末の「明治三一年度調控」では、明治三一年を基準に算出した五〇年毎の和暦を記す。例えば「昌泰二年（八九九）千年」、「嘉永二年（一八四九）五拾年」のように、一〇〇〇年前より五〇年前に至るまで、五〇年毎に二〇項の和暦を記す。なお各年号の肩に、例えば「明治四〇年（一九〇七）調三延喜七年（九〇七）ハ

（千年）」のように、改めて明治四〇年を基準に算出した遡及年代を追記する。

326 「大本山役局触」 状一通（後欠）

年未詳（明治二年カ）三月。大本山役局より録所寺院に宛てた触で、總持寺歎願の事件について、東京裁判所において言い渡しがあるため東京への集来を促す触。『曹洞宗百年のあゆみ』二〇〇二頁、および『明治前期曹洞宗の研究』一一八〇三二頁等参照。

327 「文書綴」 一綴（一部欠）

年月日未詳（近代）

明治九年一〇月八日、東京中教院より禪林寺住職矢萩仏山殿宛の報知等、いくつかの書状類を合綴。皇大神宮大麻、神祇省、神葬祭など神道関係の資料も綴じられているが、破損が多く判読できない。佛山は当寺三五世頭道仏山（一九一〇寂）。

（以上資料解題 主事 伊藤良久）

本誌掲載資料の閲覧・複製等について

〇お問い合わせ先

〒一五四一八五二五

東京都世田谷区駒沢一―二三―一

駒澤大学内

曹洞宗文化財調査委員会事務局宛

電話・FAX 〇三―六四三二―一五一一